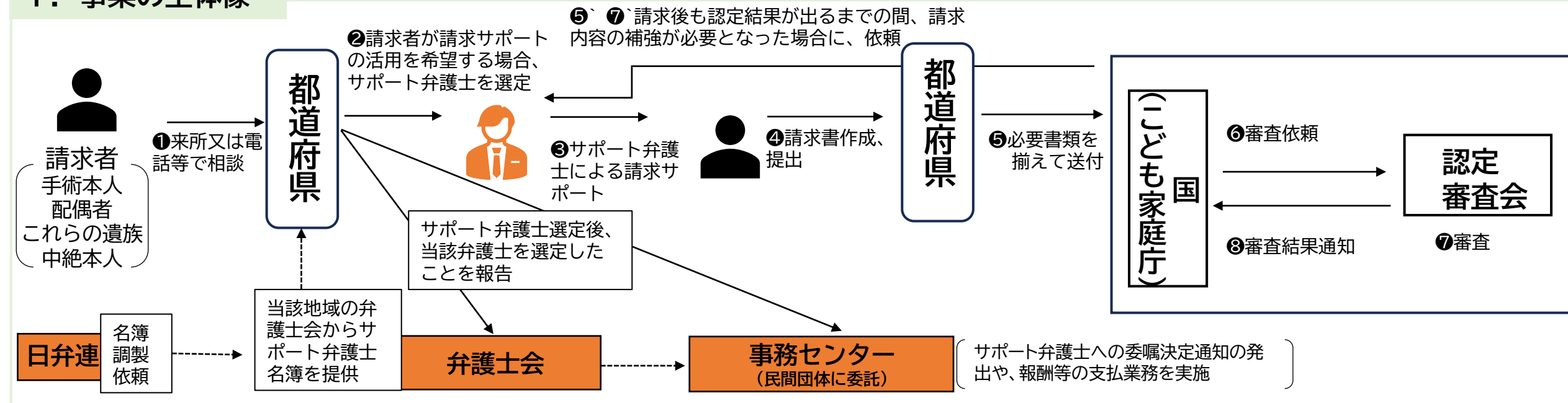


弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業（概要）

令和6年度補正予算：12億円の内数
【令和6年度創設】

- 旧優生補償金等の請求者に対して、弁護士会の名簿に登録されたサポート弁護士のうち、都道府県が選定したサポート弁護士が、請求書や陳述書の作成や資料の調査等を支援することで、円滑な請求・認定につなげることを目的とする。

1. 事業の全体像



2. 請求サポートの主な内容

- 以下の請求サポートを請求者の利用料負担なしで実施。

①請求書や陳述書の作成支援

請求者本人等から優生手術や人工妊娠中絶を受けるに至った経緯等について、聞き取り、請求書や陳述書を作成。

②資料の調査

請求者本人の委任を受け、請求者に代わって、関係機関に対して、優生手術や人工妊娠中絶を受けたことを証明する資料を照会。

③公的証明書類の取得

特定配偶者が補償金を請求する場合や遺族が補償金を請求する場合等に必要となる戸籍謄本等の公的証明書類を、請求者本人の委任を受け、取得。

3. 実施主体等

実施主体

こども家庭庁（都道府県、日本弁護士連合会、弁護士会、民間事業者の協力を得て実施）

報酬単価等

- ① 1時間当たりサポート弁護士報酬単価
 - 0から10時間まで 15千円/時間
 - 10時間を超える時間 10千円/時間 ※時間上限なし。
 - ※複数選定の場合追加あり。

②実費

交通費、手話通訳者の同行費、資料取寄費用等を支給